

遊 漁 規 則

内共第10号 第5種共同漁業権遊漁規則

2018年(平成30年)1月1日より実施

(平成29年7月11日認可)

宇 目 町 漁 業 協 同 組 合

宇目町漁業協同組合内共第 10 号

第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は宇目町漁業協同組合が免許を受けた内共第 10 号第 5 種共同漁業権にかかる漁場(以下単に「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ・ふな・はえ・えのは・わかさぎ・うなぎ)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め組合に申請してその承認を受けなければならない。

2. 前項の規定による申請は、口頭でしなければならない。

3. 組合は前項の申請があったときは、第 11 条に規定する場合、または、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の保護培養若しくは組合員若しくは遊漁者(第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行なう水産動植物の採捕に著しく支障があると認められる場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4. 第 1 項の承認を受けた者は、直ちに第 7 条の遊漁料を宇目町漁業協同組合事務所に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
竿 釣	1 人 5 本以内
たもあみ	網口径 40cm 以下
つけばり	つけばりの本数 1 人 5 本以内

2. あゆについては、おとり掛け、うなぎについては、さしばり・つけばり以外の漁具・漁法により、これらを採捕してはならない。

3. 潜水服(スーツ及びシュノーケルを含む)を着用して採捕する遊漁を禁止する。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	6月10日から12月31日までの間で 組合が定めて公表する期間内
ふな・はえ・わかさぎ	1月1日から12月31日まで
うなぎ	1月1日から12月31日まで
えのは	3月1日から 9月30日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においてはそれぞれ右欄の期間中の遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
中岳川、井内谷橋からじさ淵下端までの間	1月1日から12月31日まで
中岳川、西山橋から上流第2トンネルまでの間	1月1日から12月31日まで

(全長の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
ふな・はえ	10cm以下
あゆ・えのは	15cm以下
うなぎ	25cm以下
わかさぎ	5cm以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 第2条1項の承認を受けた遊漁者が宇目町漁業協同組合事務所(佐伯市宇目)で納付するときの遊漁料は次の表のとおりとし、遊漁する場所で漁場監視員に納付するときの遊漁料は、次の表の遊漁料に100円を付加した額とする。

魚 種	漁具・漁法	遊漁料
ふな・はえ・えのは わかさぎ	竿釣・つけばり	1日 1,500円
	たもあみ	1年 3,000円
うなぎ	つけばり	1日 1,500円
	さしばり	1年 3,000円
あゆ	おとり掛け	1日 2,500円
		1年 5,000円

2. 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず、右欄に掲げるとおりとする。

中学生以下及び肢体不自由者	無料
---------------	----

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は第2条第1項の遊漁料の納付を受けたときは、別記様式(1)の遊漁承認証(以下「承認証」という。)を交付するものとする。

2. 承認証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁する場合には、承認証を携帯し漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2. 遊漁者は遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3. 遊漁者は遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行なうことができる。

2. 漁場監視員は、別に組合で定める漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁者がすでに納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(附則) この規則は、認可の日から施行する。

(附則) この規則は、平成30年1月1日から施行する。